

企業の健全な事業活動を

法で支えるための情報発信

弁護士法人
UH 宇都宮東法律事務所



代表弁護士
伊藤 一星

弁護士法人宇都宮東法律事務所 メルマガ第27号

～コミュ力不足社員は解雇可能？能力不足社員の対応方法とは～

目次

【①最新労務トピックの解説】

～コミュ力不足社員は解雇可能？能力不足社員の対応方法とは～

【②当事務所の活動実績 Vol.1】

【③当事務所の活動実績 Vol.2】

【④編集後記】

①最新トピックの解説

～コミュ力不足社員は解雇可能？能力不足社員の対応方法とは～

いつも弊所のメールマガジンをご愛読いただき、誠にありがとうございます。

昨今の報道で、コミュニケーション能力が不足しているとして解雇された従業員が不当解雇を訴えたところ、解雇が無効であるという判決が出たという内容をご覧になった方はいらっしゃいますでしょうか？

九州ゴルフ連盟の事務職員だった男性が、2022年9月にコミュニケーション能力不足や些細なことで不機嫌になるような協調性に欠ける点、周囲への配慮に欠ける一面があることを理由に解雇されました。このことに対して当該従業員は不当解雇であるとして、同連盟に地位確認と未払賃金分の支払いを求める訴訟を起こしていましたが、その判決として不当解雇が認められるとなった事案です。

ハラスメントを行う社員や横領をした社員、競業避止義務を違反するような社員であればそれらを理由に解雇することは、他の解雇事由と比較すると容易ですが、今回のような能力が不足しているとして解雇する場合は十分に注意して行う必要があります。

そこで今回は、能力不足を理由とした解雇における注意事項に関して解説させていただきます。

◆一般的に解雇が認められるための要件

まず、企業が従業員を解雇する場合は「客観的に合理的な理由」と「社会通念上相当である」と認められることが必要です。(労働契約法第16条)

◆客観的に合理的な理由とは

合理的な理由とは、社員が業務遂行能力を著しく欠いている場合や、重大な規律違反を犯した場合など、会社が解雇を正当化できる具体的な事情を指します。具体的には、業務内容を理解できない、指示に従えない、または最低限の業務成績を達成できないといった状況が該当します。

◆社会通念上相当であるとは

社会通念上相当であるとは、解雇が社会的に見ても妥当であり、不当でないことと判断されることです。これは、社員に対する処遇が公正であり、他の企業や社会一般の基準に照らしても納得できるものであることを意味します。

◆能力不足社員において解雇が認められる要件

従業員の能力が客観的に不足していると判断するためには、企業が求める能力の基準を明確にし、当該従業員がその基準を満たしていないことを証明する必要があります。過去の判例においても、「能力が平均的な水準に達していないというだけでは不十分であり、著しく能力が劣り、かつ向上の見込みがないときでなければならない」としたものがあります。

したがって、能力が不足していることを客観的に示すことができない状態である場合には、まずは能力に達していないことが証明できるような資料を収集する段階から始める必要があります。第一ステップとしては改善を図るための注意・指導を行うことが通例です。その際に使用した注意・指導内容は書面にて残しておくことが重要で、企業がいつ、どのような指導を行ったのかを証明することが可能となります。

◆能力不足社員の対応方法

過去のメルマガでも触れさせていただきましたが、問題社員への対応方法は主に以下の流れで行います。

- ・注意、指導
- ・配置転換
- ・懲戒処分
- ・退職勧奨
- ・解雇

問題社員への対応方法は当事務所のWebサイトにて解説しておりますので、詳細はこちらをご覧ください。

[詳細はこちら](#)

いかがでしたでしょうか。

問題社員をいきなり解雇することは難しいことをご理解いただいている方も多いかと思いますが、問題社員の類型の中でも能力不足社員を解雇することは更に難しいケースが多いです。いざ解雇をしたいと検討したとしても、実際に解雇を行うことができるには時間を要することも珍しくありません。したがって、能力不足社員の解雇を検討されている場合には、早期に弁護士にご相談していただくことを推奨しております。お困りごとがございましたら、お気軽にご相談ください。

お問い合わせはこちら

②当事務所の活動実績 Vol.1

【DX SOLUTION FAIR 2024に登壇】

当事務所では、ご依頼をいただいているお客様の案件を適切に処理するために、サイボウズ社のクラウド基盤システムであるkintoneをベースとした「クラウド事件管理サービス"クラウドバランス"(株式会社FISTBUMP)」を導入しておりますが、同社が主催するオンラインイベントに弊所代表の伊藤一星弁護士が登壇し、事例報告をさせていただくこととなりました。

法律事務所の業務効率アップWeek「DX SOLUTION FAIR 2024」

当日は、多くの案件を適切に処理するための情報収集ツールとしてのkintone（クラウドバランス）が事務所の成長に不可欠であったことや、kintone（クラウドバランス）を導入することで生産性が向上し、残業時間の削減や仕事のパフォーマンスが向上するなどして所員の働きやすい職場環境の整備につながっていったことなどをお話できればと思っております。

当事務所では、これからもkintone（クラウドバランス）を始めとするデジタルツールを積極的に活用することで、お客様に対して質の高いリーガルサービスをご提供するとともに、所員の働きやすい職場環境を構築して所員のエンゲージメントを高めた経営を目指していければと思っております。

Zoomによる無料オンラインセミナーとなっておりますので、自社の業務改善やDX化にご関心のある土業の皆様は、お気軽にご参加ください。

法律事務所専用クラウドシステムCloudBalance

サイボウズ主催の「kintone hive tokyo」に代表の伊藤が昨年登壇して自社の取り組みをご紹介させていただきましたが、その際の記事がアスキーのサイトに掲載されております。

③当事務所の活動実績 Vol.2

【宇都宮大学の生理用品常設プロジェクトに協賛いたしました】

当事務所は、昨年、宇都宮大学の学生団体Free!!!!が実施する「生理用品常設プロジェクト」に協賛をさせていただきましたが、同団体のHPに協賛企業として紹介していただきました。

生理用品常設プロジェクト

下野新聞の記事

当事務所は、事務所のパーパス（存在意義）として「弁護士業を通じた社会貢献」を掲げ、事務所の経営理念の1つに「地域社会の幸福」を掲げて地域社会の発展に貢献することを目指しておりますが、今後も社会的に意義のある地域貢献活動に対して、微力ながら支援を行っていければと思っております。当事務所では、これからも事務所を支えていただいている所員・依頼者・地域社会の皆様から選ばれ続ける事務所運営を行うことで、地域で一番の総合病院型の法律事務所として100年続く法律事務所を目指して参りたいと思っておりますので、今後も変わらぬご愛顧のほど心よりお願い申し上げます。

【当事務所の経営理念】

1. 所員の幸福

所員全員が自分の仕事にやりがいと誇りを持ち、自己実現が図れる職場環境を提供し、所員の幸福を実現します。

2. 依頼者の幸福

依頼者に寄り添って支えになるとともに、質の高いリーガルサービスを提供することで依頼者が抱える問題を解決し、依頼者の幸福を実現します。

3. 地域社会の幸福

地域社会のインフラとしての役割を果たし、地域社会の発展に貢献して、地域社会の幸福を実現します。

【事務所のパーパス（存在意義）】

弁護士業を通じた社会貢献 ～弁護士業を通じて、一緒に働く所員・事件の依頼者・事務所の所属する地域社会の幸せを実現し、社会に貢献する～

【事務所のミッション（使命）】

弁護士が身近な社会を実現する。

【事務所のビジョン（実現したい未来）】

地域で一番の総合病院型の法律事務所になる。

【事務所のスローガン（標語）】

所員・依頼者・地域社会から選ばれ続けることで100年続く法律事務所を目指す。

④編集後記

気温差が激しい日々が続き、体調を崩されている方も多いのではないのでしょうか。時期としても五月病と呼ばれるような、GW明けの体調不良の症状も重なり、中々回復されない方もいらっしゃるかと思います。体調不良になる前の対策ではありますが、やはり、食事や睡眠をしっかりと取ることに加えて、適度な運動は欠かせないようです。弊所は事務所に本格的なフィットネスマシンを設置している他、地元のスポーツジムとも法人契約を結び、所員の心身の健康を維持するための取り組みを行って健康経営を目指しております（なお、昨年に引き続き本年も当事務所は経済産業省が支援する「健康経営優良法人2024（中小規模法人部門）」に認定していただきました）。そして、私も健康維持のために週2～3の筋トレと週1～2のサウナと日常的なウォーキングを日課にするようにしています。皆様もお身体に気をつけてお過ごしください。

弁護士法人宇都宮東法律事務所 代表弁護士 伊藤 一星

関連サイト

山 宇都宮の弁護士による企業法律相談

弁護士法人宇都宮東法律事務所

栃木県弁護士会所属 JR宇都宮駅より車で10分

企業法務の
相談はこちらから



山 宇都宮の法律事務所による従業員支援プログラム(EAP)

企業の健全な事業活動を法の力で支える

弁護士法人宇都宮東法律事務所

従業員が安心・安全に働ける
環境整備サポートのご相談はこちらから





宇都宮の弁護士による資金繰り・事業再生相談

企業の健全な事業活動を法の力で支える
弁護士法人宇都宮東法律事務所



企業の再建に向けた
資金繰り・事業再生相談はこちらから



弁護士法人
宇都宮東法律事務所
Facebookページはこちら！

※ご友人などへの転送はご自由にどうぞ！

※著作権は当事務所に帰属しますのでご注意ください。

【発行元】 弁護士法人 宇都宮東法律事務所（栃木県弁護士会所属）

【事務所ホームページ】 [こちら](#)

【Facebook】 [こちら](#)

このメールの配信元：newsletter@kigyou-utsunomiya-higashi.com 宛先 h-yoda@funaisoken.co.jp

登録解除は [こちら](#)

弁護士法人宇都宮東法律事務所 | 〒321-0953 栃木県宇都宮市東宿郷4-1-20山口ビル4階